

# 西之表市



## 高齢者おでかけ券交付事業



市では、歩くことが困難になってきた方や、運転免許を返納した高齢者等の移動手段を確保するとともに、社会参加や外出を積極的に行ってもらうことで、要支援や要介護状態になることを予防するため、「おでかけ券」を交付します。

おでかけ券は、温泉入浴料とタクシー運賃にご利用いただけます。

### 【対象者】

西之表市に住所を有する

**75 歳以上の方** (令和8年4月1日現在)

- ※昭和26年4月1日までに生まれた方が対象です
- ※令和8年4月2日以降に75歳になられた方は対象となりません
- ※対象者への個別通知はありません

### 【交付額】

**5,000 円** (500 円×10 枚)

### 【交付場所】

高齢者支援課 高齢者支援係 (市役所1階)

- 午前8時30分から午後5時15分まで
- ※土日祝を除く

### 【交付期間】

令和8年4月13日～令和9年3月31日まで

- ※有効期限 令和9年3月31日

### 【申請に必要なもの】

#### ■身分証明書

- ※生年月日が確認できるもの (運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ※代理人申請の場合は、代理人の方の身分証明書もご持参ください

### 【利用事業所】

- ◆種子島温泉赤尾木の湯
- ◆(株)市丸タクシー
- ◆はやしタクシー

### 〈見本〉



### 使用上の注意

- ①おでかけ券は、本人以外には使用できません。また、他人へ譲渡や売買することはできません。
- ②おでかけ券は、温泉入浴料とタクシー運賃のみに使用できます。それ以外には使用できません。
- ③おでかけ券には有効期限があります。今年度の有効期限は令和9 (2027) 年3月31日です。
- ④おでかけ券を紛失されても再発行はできません。
- ⑤おでかけ券の1回あたりの使用枚数に制限はありませんが、おつりはできません。
- ⑥おでかけ券の交付を受けた方が死亡または転出された場合は、使用できません。